

Ⅳ 学生生活に関すること

1. 各種手続について

種類	担当窓口	手 続 内 容
休 学	環境理工学部 教務担当	原則として休学する1ヶ月前までに、クラスアドバイザー（指導教員）、学科長及び教務FD委員の承諾を得た上で、所定の用紙により願い出てください。病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書等を添付が必要です。必ず事前に教務担当に手続の詳細を尋ねてください。（月日をさかのぼっての休学は出来ません。）
復 学		休学が認められた期間中に休学の事由が無くなった場合は、クラスアドバイザー（指導教員）、学科長及び教務FD委員の承諾を得た上で所定の用紙（復学願）により願い出てください。病気回復の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書等を添付してください。
退 学		原則として退学する1ヶ月前までに、クラスアドバイザー（指導教員）、学科長及び教務FD委員の承諾を得た上で、所定の用紙に理由書及び学生証を添付して願い出てください。必ず事前に教務担当に手続の詳細を尋ねてください。（月日をさかのぼっての退学は出来ません。）
受 験 許 可 願		他大学及び本学の他学部を受験する場合は、教務担当まで申し出てください。
宿 所 等 の 変 更		現住所、電話番号、家庭連絡先に変更があった場合は、学内のパソコン端末から学務システム（Web）により変更してください。 （URL） http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/index.html
本籍・氏名変更		所定の様式により、直ちに届け出てください。
旧 姓 使 用		旧姓使用を希望する場合はまたは使用を中止する場合は、所定の用紙により届け出てください。
諸証明書発行	/	在学証明書、成績証明書及び卒業（見込）証明書、健康診断証明書は、教務担当若しくは一般教育棟A棟の端末で各自発行してください。厳封が必要な場合及びその他の証明書については、教務担当窓口にお問い合わせください。 （学務システム用のパスワードが必要です。）
学 割 証	/	学割証自動発行機により各自発行してください。年間1人10枚まで使用できます。 ※学割証自動発行機設置場所 一般教育棟A棟、教育学部講義棟玄関ホール、工学部1号館ホール 文・法・経済学部講義棟玄関ホール、環境理工学部棟教務担当
学生証の再発行	学務企画課 教務第一係	紛失した場合は、速やかに再発行の手続をとってください。
通学定期乗車券発行控の発行	学生支援課	通学定期乗車券購入のための「通学定期乗車券発行控」が必要な場合は、その旨を申し出てください。
授業料納入	自然系研究科等 会計課	
奨学金	学生支援課	学生支援課にお問い合わせください。
授業料免除	学生支援課	学生支援課にお問い合わせるか、岡山大学HPを参照してください。
学生教育研究災害傷害保険（学研災）	学生支援課	全学生が加入することとしています。加入及び保険金の請求等については、学生支援課へお問い合わせください。

（ 担 当 係 ）

環境理工学部事務室教務担当（環境理工学部棟2F）

自然系研究科等会計課（工学部1号館1F）

学務部学務企画課、学務部学生支援課（一般教育棟A棟2F）

2 学生生活について

(1) 学生証, 学生番号

学生証は、岡山大学の学生としての身分証明であり、図書館の利用等にも必要ですので常に携帯し大切に管理してください。万一、学生証を紛失、盗難、破損した場合は、速やかに学務部学務企画課（一般教育棟内）にて再交付の手続をしてください。（実費が必要です。）

学生番号（8桁）は以下のとおり設定されています。

10	4	〇〇	001
環境理	元号	入学	一連
工学部		年度	番号
コード			

(2) 掲示・呼出について

大学から学生のみなさんに対する通知、指示、連絡等は原則として掲示板で行いますので、毎日授業の前後に必ず掲示板を確認してください。なお、一度掲示された事項はみなさんに周知されたものとして取り扱い、掲示板を見なかったという理由で責任を免れることはできませんので、注意してください。

個別の連絡が必要な場合は、原則として「呼出」掲示で行いますので、呼び出しがあったときは速やかに指示された窓口へ行ってください。

学外からの電話等による呼び出しについては、事務室での取り次ぎは行いませんので、必要な方にはよく連絡しておいてください。なお、緊急時はこの限りではありません。

学部関係全般：環境理工学部棟2F 掲示板コーナー

教養教育科目関係：一般教育棟所定の掲示板

留学生関係：一般教育棟所定の留学生掲示板、環境理工学部棟2F 留学生掲示板

就職関係：環境理工学部棟2F キャリアサポート室掲示板

(3) 授業料の納付について

岡山大学に在籍する学部学生の授業料は以下のとおりです。

区 分	年 額	半 期 分
学 部 学 生	535,800円	267,900円

在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

・支払期限

前期分：4月30日 後期分：10月31日

支払期限が土・日曜日、祝日の場合は、その前日が支払期限となります。

・支払方法

授業料は、4月及び10月に「預金口座振替」（入学手続き時に提出）で希望した口座より自動引落となります。

(4) 授業料免除

経済的理由により授業料の支払が困難であり、かつ学業優秀と認められる方に対しては、授業料免除の制度があります。申請時期、方法等については、掲示により通知します。詳しくは学務部学生支援課にお問い合わせください。

(5) 奨学金

本学には、様々な奨学金制度があります。申請時期、方法等については、掲示により通知します。詳しくは学務部学生支援課にお問い合わせください。

なお、日本学生支援機構（旧 日本育英会）については、人物・学業ともに優秀で、かつ経済的理由により著しく修学に困難があると認められる場合は、本人の出願により、選考の上、奨学生として採用されます。申請時期、方法等については、掲示により通知します。詳しくは学務部学生支援課にお問い合わせください。

また、留学生対象の様々な奨学金制度もあります。申請時期、方法等については、掲示により通知します。詳しくは学務部国際課にお問い合わせください。

(6) 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険

正課中、学校行事中、通学中、課外活動中等において、身体に傷害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」と、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたりしたことにより被る損害賠償制度として、「学研災付帯賠償責任保険」があります。入学時に全員加入することを強くお勧めします。詳しくは学務部学生支援課にお問い合わせください。

(7) 保健管理・保健サービス

保健管理センターでは、定期健康診断、各種健康相談、健康教育、応急手当、健康診断書の発行等を行っています。自己測定コーナーもあり、健康に過ごすため自由にご利用ください（利用は無料）。詳しくは保健管理センター玄関の掲示やホームページをご覧ください。

開所時間 8:30～17:00 電話 086-251-7223

URL <http://www.okayama-u.ac.jp/user/hokekan/index.shtml>

(8) 学生支援センター 学生相談室・何でも相談窓口

修学上又は日常生活上の個人的諸問題等困っていること、悩んでいることがあれば遠慮なく学生相談室・何でも相談窓口へおいでください。

学生相談室	開室日	月～金曜日（土日祝を除く）
	開室時間	10:00～12:00 , 13:00～17:00
	場所	一般教育棟C棟1階（東側） 電話 086-251-7169
	E-mail	nayami@cc.okayama-u.ac.jp
何でも相談窓口	開室時間	8:30～12:00 , 13:00～17:15 （ただし、土・日・祝日を除く）
	場所	一般教育棟A棟2階東側 電話 086-251-7182
	E-mail	nayami@cc.okayama-u.ac.jp

(9) 就職関係

平成18年度より環境理工学部にはキャリアサポート室を開設しました。専任の教員が進路・就職の相談に対応しますので、気軽に利用してください。

開室時間 9:00～18:00（12:40～13:40 昼休み）

- 進路・就職相談の受付（訪問・メール・電話可）
- 就職の指導と支援
- 進路・就職情報の配信
- 就職説明会等の案内
- キャリアカウンセリング
- インターンシップ相談

電話: 086-251-8847 E-mail: career1@cc.okayama-u.ac.jp

また、大学会館（キャリア支援室）には就職資料があり、各学部には就職情報コーナーを設置し、企業等からの求人票、公務員関係資料、就職関係本及びポスター類等を置いています。それぞれ閲覧可能ですのでご利用ください。

(10) 各種情報の提供

岡山大学公式ホームページ「在学生のためのキャンパスライフ」により、各種情報を提供しています。最近の更新情報、掲示情報、就職情報も随時掲載していますのでご覧ください。

URL <http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/index.html>

(11) 自家用車・オートバイでの通学，自転車のマナー

自家用車・オートバイで通学する場合は，駐車許可証・駐輪許可証が必要です。条件等により許可証が交付されますので，希望者は，年度初めの掲示に注意し，定められた期間内に手続をしてください。（担当：環境理工学部技術室）なお，許可証のない車・指定場所以外に駐車した場合，パーキングロックの処置がとられます。

また，自転車の運転は，地域住民の方等に迷惑をかけないように，交通ルールとマナーを守って安全に行ってください。構内では，指定された場所以外の駐輪は禁止されています。違反した場合は，チェーンロックの処置がとられますので，注意して下さい。

(12) 建物の入退館について

・環境理工学部棟及び自然科学系総合研究棟

平日：8時～20時は出入り自由です。20時以降は退館は可能ですが，入館には入館カードが必要となります。入館カードは，研究室に配属された学生で，指導教員の申請により貸与されます。

休日：終日，入館カードによる入館のみ可能です。

(13) ゴミの分別

岡山大学では，焼却，廃棄及びリサイクルするため，ゴミの分別を行っています。案内に従い，分別して搬出してください。

3. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

〔 平成21年9月16日
学 長 裁 定 〕
改正 平成22年 1月27日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）等の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この裁定における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 気象警報が発表された場合及び学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合の休講、公欠等の取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できないときの公欠の取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合の取扱い）

第4 学生が感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合の出席停止、公欠等の取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（一授業科目当たりの公欠の制限）

第5 第2から第4までの規定にかかわらず、一の授業科目について公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の4分の1を超えることができないものとする。

（その他）

第6 第2から第4までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度学長が定める。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

気象警報・交通機関の運休 【休講, 公欠等】

- I 本学の所在地に気象警報（暴風警報, 暴風雪警報及び大雪警報に限る。）が発表された場合
- 1 本学のキャンパスを含む地域に, 暴風警報, 暴風雪警報又は大雪警報（三朝キャンパスにあつては大雪警報を除く。）が発表された場合の授業は, 次のとおり取り扱う。
 - 一 昼間に開講する授業
 - イ 気象警報が, 午前 6 時から午前 8 時 40 分（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報が, 午前 8 時 40 分までに解除されても, 全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。
 - 二 夜間に開講する授業
 - イ 気象警報が, 午後 3 時から午後 6 時（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報が, 午後 6 時までに解除されても, 全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。
 - 2 対象となる気象警報が発表されている地域
 - 一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」, 「鹿田キャンパス」, 「その他キャンパス」及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」
 - 二 本学の倉敷キャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」
 - 三 本学の三朝キャンパスで行われる授業については, 鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域
 - 四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については, 当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域
- 注) 岡山地方気象台から気象警報が発表される場合の発表地域区分は, 「岡山県全域」, 「岡山県南部地域」, 「岡山県北部地域」に区分され, さらに細分した地域区分として, 南部は 5 地域（「岡山地域」, 「東備地域」, 「倉敷地域」, 「井笠地域」, 「高梁地域」）に, 北部は 4 地域（「新見地域」, 「真庭地域」, 「津山地域」, 「勝英地域」）に区分されている。
- その地域区分で, 岡山地域とは, 岡山市, 瀬戸内市, 玉野市, 加賀郡（吉備中央町）で, 倉敷地域とは, 倉敷市, 総社市, 都窪郡（早島町）である。
- 3 休講の周知方法等
 - 一 休講の周知は, G m a i l, 学内掲示, 本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお, 授業開始後に気象警報が出された場合は, 学内掲示等により周知するとともに, 授業中のものにあつては, 授業担当教員を通じて周知するものとする。

二 休講決定後、直ちに下校することが危険な場合には、学内の施設で待機できるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置がとられた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 上記 I による休講措置の対象とならない気象警報が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

1 休講措置の対象とならない気象警報（注 1）や交通機関の運行休止（注 2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注 1 休講措置の対象とならない気象警報とは…

上記 I の対象となる気象警報以外の気象警報、又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが、学生が住んでいる地域に気象警報が出て通学が困難な場合を言う。

注 2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により、鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合を言う。（それ以外の理由による公共交通機関の運行休止を含む。）

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、「授業公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当係（以下「学部等の教務担当係」という。）へ交通機関の運行休止を明らかにする書類と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

III 休講及び公欠の授業の取扱い

一 休講となった授業については、後日、原則として補講を行うものとする。

二 公欠の場合は、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

- 2 公欠となる親族の範囲
 - 一 配偶者
 - 二 1親等（父母，子）
 - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）

- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

 - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間

- 4 公欠の届出は、葬儀等の行事を終えた後、「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ会葬礼状等と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

- 5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

感染症 【出席停止，公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核

2 出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

一 病名

二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで。 ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺の腫脹が消失するまで。 ホ 風疹にあつては，発疹が消失するまで。 ヘ 水痘にあつては，すべての発疹が痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては，主要症状が消退した後2日を経過するまで。 チ 結核にあつては，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 学生が，出席停止となった期間に出席できなかった授業については，届出により，公欠扱いとする。

4 公欠の届出は、「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ医師の診断書（治癒証明書（コピー可））と共に提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

5 公欠の授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長（教育・学生担当）で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、G m a i l，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

4. 賞罰について

(1) 表彰

岡山大学では、学術、課外活動及び性向が優秀であって他の学生の範となるような人物に対して、以下のような表彰制度があります。

- ①学業成績優秀学生の学長表彰
- ②岡山大学黒正賞
- ③学生スポーツ奨励賞
- ④岡山大学学生文化奨励賞
- ⑤環境理工学部長賞

(2) 懲戒

学生が犯罪や不正行為を行った場合、一般の社会人の場合と同様に法的な処分の対象になることはいまでもありませんが、大学では、それとは別に教育的見地から、そうした学生に対し懲戒処分を行います。

なお、懲戒の種類及び内容を決定する際の目安は、次のとおりです。

1	その行為が悪質で、かつその結果が重大な場合	退学又は停学
2	その行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合	停学又は訓告
3	その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大な場合	訓告

また、懲戒の対象となりうる行為については、『キャンパスブック』や、47ページの「試験における不正行為等の取扱い」を参照してください。